

委員および一般からのご意見

①委員から流域委員会への意見、指摘 (2008/4/22~2008/5/12 第 77 回委員会以降)

平成 20 年 4 月 22 日開催の第 77 回委員会以降、委員からのご意見はありませんでした。

②一般からの流域委員会へのご意見 (2008/4/22~2008/5/12 第 77 回委員会以降)

No.	お名前・所属等	受取日	内 容
1032	伊賀利水研究会 浅野隆彦氏	08/5/12	「《 流水占用事務の怠慢 》=三重県も近畿地方整備局も「河川管理者」の名が泣いている。=」が寄せられました。別紙 1032-1 をご参照下さい。
1031	酒井隆氏	08/5/12	「いまだ中間報告ですか！」が寄せられました。別紙1031-1 をご参照下さい。
1030	淀川水系のダムを考 える(大阪)府民の会 増田京子氏	08/5/12	「流域委員のみなさまへ・要望書」が寄せられました。別紙 1030-1 をご参照下さい。
1029	寺川庄蔵氏	08/5/11	「淀川水系河川整備計画原案 (2007. 8. 28) について 産経新聞の記事に対する私見」が寄せられました。別紙1029-1 をご参照下さい。
1028	自然愛・環境問題研 究所 浅野隆彦氏	08/5/11	「公開再質問状・公開質問状」が寄せられました。別紙1028-1 をご参照下さい。
1027	森脇榮一氏	08/5/8	「[洪水の越流で破壊されない堤防 (越流可能堤防) 整備について]* 超過洪水対応の越流可能堤防は河川整備基本計画対応後に整備すべき*」が寄せられました。別紙1027-1 をご参照下さい。
1026	山岡久和氏	08/5/8	「委員会審議のあり方について (意見)」が寄せられました。別紙1026-1 をご参照下さい。
1025	紺谷吉弘氏	08/4/23	「天ヶ瀬再開発に関する意見及び質問」が寄せられました。別紙1025-1 をご参照下さい。
1024	酒井隆氏	08/4/22	「近畿地方整備局は、流域委員会に対して、淀川水系河川整備計画「整備シート」の説明責任を求める！」が寄せられました。別紙1024-1 をご参照下さい。

《 流水占用事務の怠慢 》

＝三重県も近畿地方整備局も「河川管理者」の名が泣いている。＝

2008年5月12日

伊賀利水研究会 代表 浅野 隆彦

〔はじめに〕

今年1月25日、《 伊賀用水問題を考える 》意見論文(本委員会一般意見 NO.937及び改訂版 NO.977{2月28日付})を公表し、2月8日「《 伊賀用水問題を考える 》＝河川管理者回答への反論」(NO.955)を出している。その後、3月24日に《 伊賀用水の自流水取水を認めなければならない 》(NO.1007)に於いて、実質的に伊賀用水新規需要量 $0.358\text{m}^3/\text{S}$ を伊賀市水道守田水源は取水して来ていた事を示すデータと分析結果を示し、尚かつ同地点の慣行水利権・守田機械揚水(取水量 $0.16\text{m}^3/\text{S}$)が長年稼働していない「幽霊水利権」である事を指摘してきた。

上記の調査をより深く進める中で、更に興味深い事実が浮かび上がり、このような「河川法に背く」実態を許してきたのが、とりもなおさず「河川管理者」の怠慢の所為である事を思い知らされ、ここに中間報告的に記すものである。

〔毛利の矢より強し・・・〕

以下に、「森井堰」、「守田機械揚水」、「久米井堰」(現在、久米井堰頭首工)の沿革などを整理して示す。(三重県知事への届書、許可調書などから引用)

概要 A	「森井堰」	「守田機械揚水」	「久米井堰」
届出人 (代表者)	上野市久米町 守田土地改良区 理事長 山岡武雄	上野市久米町 守田土地改良区 理事長 山岡武雄	上野市久米町 守田土地改良区 理事長 山岡武雄
届け日	昭和42年1月20日	昭和42年1月20日	昭和42年1月20日
沿革	江戸時代中期頃は依那具及び四十九町の西部低地帯約10町歩を灌漑する井堰であった。明治初期に守田地区の約30町歩を合併、後に井堰近辺の開田が進み、灌漑面積が増大した。	昭和21年頃から3ヶ年連続で早魃があり守田地区の耕地では水不足だったので、24年度に「補助水源」として完成させた。	江戸時代中期より続いた米穀精白用水車の為の井堰が使用されなくなっていたのを守田土地改良区の久米川井堰が昭和28年水害で流失した事から譲り受けて修復した。
現況	昭和33年、井堰を川全幅に延長したコンクリート固定堰とした。	大渴水時の補助水源。	昭和30年、コンクリート固定堰とした。
取水量	常時 $0.18\text{m}^3/\text{S}$ 最大 $0.36\text{m}^3/\text{S}$	最大 $0.12\text{m}^3/\text{S}$	常時 $0.075\text{m}^3/\text{S}$ 最大 $0.15\text{m}^3/\text{S}$

概要 B	「森井堰」	「守田機械揚水」	「久米井堰」
届け人 (代表者)	上野市八幡町1978 森井堰代表 松島喜志男	上野市久米町283 松島喜志男	上野市久米町283 松島喜志男
届け日	昭和47年10月8日	昭和47年10月8日	昭和47年10月8日
沿革	江戸時代中期には依那具及び四十九町の西部約10町歩余の耕地に灌漑する井堰であった。明治初期、守田町約30町歩及び八幡町約20町歩を合併し、井堰近辺にて5町歩余の開田と合わせ現在に至っている。	「概要 A」と変わらない。但し、「補助水源」の文字が消えている。	「概要 A」と変わらない。
現況	かんがい用水、雑用水、防火用水、水路の管理用水等、多目的に利用する為四季を通じ取水している。	灌漑区域は守田、久米町の水田50haである。灌漑期は4月上旬から9月下旬。水路に配水し、末端は掛け流しである。「補助水源」が無い。	昭和30年度に復旧し、四季を通じ取水している。
取水量	常時 0.70m ³ /S 最大 0.90m ³ /S	最大 0.16m ³ /S	常時 0.30m ³ /S 最大 0.55m ³ /S

上記の表は、「概要 A」が昭和42年に届け出され、「概要 B」が昭和47年に届けられた「慣行水利権」の、本来は同じ内容でなければ為らない筈の「比較表」である。「森井堰」は昭和49年に「許可水利権」となり、次のような取水量を守らなくてはならなくなる。

苗代期(4/10～5/15)0.044m³/S 代掻き期(5/16～5/20)0.232m³/S
生育期(5/21～9/8)0.098m³/S 灌漑面積は調査の上、43haと認定された。

上記の資料から読み取れるものは、農業者は一滴でも多く「かんがい用水」を取り込みたいと願っていると言う事を含め、「流水占用事務」というものが「慣行水利権」に対し、「精査・確認」を怠り、放任状態を続けている状態が明らかに見られるということである。以上に示した3つの河川表流水の取水は、主として元の守田土地改良区を潤すための「3本の矢」として、強力な「灌漑能力」を発揮してきたであろう。久米町を合わせ、残っている水田は今や50haあるであろうか？当該地域はその後、「名阪国道」用地、商業用地、住宅団地などに開発され、水田は減ってしまったのである。代わりに「上水道」等のいわゆる「都市用水」が必要視される地域に変貌してきているのであるから、「河川管理者」たるものは「よくよく現地を見て」、「利水の転用」を考えねばならないのである。

ちなみに、「森井堰」は5/4に約0.5m³/S、5/7に約0.4m³/Sを八幡方面への用水路に流していた事を確認している。灌漑時期さえ変貌してしまっているのだ。

〔 参考 〕 「いわゆる慣行水利権について」

旧河川法が施行された明治29年の時点において、既に河川から取水を行っていたものを言い、これについては改めて河川法にに基づく取水の許可申請行為を要することなく、許可を受けたものと看做される。慣行水利権の内容は、社会的な承認を受けた慣行によって定まるとされている。法律用語として、用いられているものではない。

国交省近畿地方整備局 布村明彦 殿

「いまだ中間報告ですか！」

琵琶湖・淀川水系流域圏京都桂川流域住民 酒井 隆

近畿地方整備局「豊岡河川国道事務所」及び「国営飛鳥歴史公園事務所」発注工事に関して整備局職員や元整備局職員が収賄等の非違行為で逮捕、起訴されたことについて、今日まで4回不正防止事案再発防止検討委員会が開催されています。

関係者・国民（住民）は血税の使途については、現政権に対して不信をもっています。国、地方の公務員等の絡んだ不祥事は多発しており、検察当局や捜査関係機関、住民監査請求等不正に対する監視をしています。整備局は水門談合以降、円山川災害復旧工事、歴史的遺産を巡る保全・活用してきている明日香地域においての関連工事や地方自治体での不正行為は続いております。

公共工事の多くは、国、地方の財政事情をより悪化させる要因であり、社会的弱者の生活は困窮を極めています。検討委員会が指摘している近畿地方整備局管内の自浄作用も遅々として進まず成果が公表されていません。官僚の天下り先の確保や公務員制度改革を後退さず、発注者綱紀保持規定・マニュアル・通報制度や説明責任は社会資本整備審議会の河川整備・インフラ整備に名を借りた淀川水系河川整備計画原案を流域委員会の「意見」を無視して強行しようとしています。地方自治体の多くの住民はこのような強制的なやり方は断じて許すことはできません。速やかに原案を撤回することを求めます。

流域委員会委員のみなさまへ

「淀川水系のダムを考える（大阪）府民の会」

共同代表 増田京子

第3次の委員のみなさまには意見書提出でのご議論ごくろうさまでした。

この間の議論を傍聴し、意見書提出後の河川管理者の対応に対し、大いに疑問を抱いています。

4月22日の意見書をまとめる議論があった委員会終了後、河川管理者が見直しはないと言うような発言をされています。原案にお墨付きを与えるものでなければ、最初から取り上げるつもりはなかったと思われても仕方がない対応です。多くの労力、時間そして税金を投入したこの委員会は何のために行われていたのでしょうか。

そして13日により詳しくわかりやすい説明をしたいと思います、これまでと違った資料がでてくるのでしょうか。委員の中にはダム推進の方がいますが、その説明も納得できるものではありませんでした。

私たちはこれまで傍聴し続け、理解したことは「やはり原案にあるダムは必要がない」と言うことです。

橋下大阪府知事も府ダムも含めてその必要性をきっちり精査すると言われて

います。
このような状況であるにも関わらず、頑なに「ダムは建設する」と言う立場を変えない河川管理者に対して昨日要望書を提出してきました。それを添付しますので、お読みいただきたいと思います。そして大阪府知事に対しましても、再度私たち市民と公開の場で意見交換をしていただくことを要望してきました。

時間がない中でしたが、私たちの回りに賛同人を募りましたら、別紙のように賛同を頂きました。12日に近畿地整、大阪府に提出した時点よりも増えております。まだまだこの輪は広がると思います。

ぜひご一読下さい。

2008年5月12日

近畿地方整備局 局長 布村 明彦 様

「淀川水系のダムを考える府民の会」

共同代表 増田 京子・神前進一・小林洋一

要 望 書

2008年4月22日、淀川水系流域委員会は意見書をまとめ、25日に近畿地方整備局へ提出しました。

この意見書は、昨年8月から始まった第3次の委員が、河川管理者の早急な意見書提出要請を受け、短期間でしたが集中的に審議した成果です。しかし、十分な資料のもと審議がされたかと言えばそれはまだ不十分でした。また、これまで1次2次の委員が積み上げてきたものを活かしてきれていないことは非常に残念です。審議の中でもこれまでの7年間で蒸し返すような議論がされた点にも何を意図しているのかと疑問を持ちました。

そのような状況の中ではありましたが、全員が一致できるように議論を重ね、意見書として提示されたことを近畿地方整備局は真摯に受け止めなければいけません。にもかかわらず、22日委員会終了後の記者会見で、谷本河川部長から「原案の再提示は考えていない」との発言がなされていますが、これは局長の真意でしょうか。

淀川水系流域委員会は、1997年の改正河川法の趣旨に基づいて設置されたのであり、これまでに例をみない民主的な方法で進められてきたことは、近畿地方整備局が設置された「レビュー委員会」においても高く評価されています。

委員会は原案にお墨付きを与えるために設置されているのではありません。もし国の諮問機関である委員会が出した「原案の見直し・再提示を求める」という意見を無視するというのであれば、それは改正河川法の趣旨を河川管理者自らが踏みにじるものです。また、これまで委員会の設置や運用にかかった労力と時間そして税金はまったくの浪費であったこととなります。冬柴国土交通大臣の「意見書を軽んずるような発言をしたのであれば、それはいけない」との発言は、当然のことです。

近畿地方整備局が2005年7月に示した「淀川水系5ダムについての方針」からも大きく後退した整備計画原案に対して多くの委員や住民が異議を唱えるのは当然です。

近畿地方整備局が2600ページもの資料をもとに説明してきたにもかかわらず、多くの委員や住民が原案の内容について納得していない事実を真摯に受け止めて下さい。説明方法の巧拙や説明量・情報量の不足ではありません。原案そのものの内容自体が納得できないのです。委員会が意見書において指摘している内容を踏まえ、早期に見直し、原案を再提示し、その上でわかりやすく、丁寧な説明をしていただきますようお願い申し上げます、下記の通り要望いたします。

記

一、ダムの必要性は認められない、従って原案を見直し再提示することを強く求める

以上

2008年5月12日

大阪府知事 橋下 徹 様

「淀川水系のダムを考える府民の会」

共同代表 増田 京子・神前進一・小林洋一

要望書

私たちは知事の精力的な大阪府財政改革の取り組みに非常に高い関心を払っています。予算提出日程が押し迫ってきておりますが、ダム問題に対してどのように対応されるのでしょうか。

私たち「淀川水系のダムを考える府民の会」は、3月7日、ダムについて「淀川水系に計画中のダムについての要望書」を提出させていただき、また、槇尾川ダム、安威川ダム関係の府民からも要望書がだされました。

知事におかれましては、槇尾川ダム、安威川ダムを視察され、余野川ダム湖周辺開発の水と緑の健康都市も視察されました。また、京都府知事、滋賀県知事とともに大阪府の治水対策となる大戸川ダムなどについて、淀川水系流域委員会の見解を、委員長より聞いていただき、感謝しております。

しかし、知事選挙の折、私たち府民の会の公開質問状に対して、知事からは「府の負担と比べて費用対効果はどうなのか、皆さん方からご意見を賜りたいと思います」と回答を頂きましたが、意見交換の場は未だ設けられておりません。そして、大戸川ダムの視察も行われていません。

知事は府財政の厳しい現状は有権者の責任でもあると言われました。それを、全て否定するつもりはありませんが、私たち府民にどれだけ正しい情報提供があったのでしょうか。また、諮問機関で十分な審議がされてきたのでしょうか。住民の代表である府議会においても同じです。これまで行政が出す案に結果として、多数がお墨付きを与えるだけで、議論になっていないことが多かったのではないのでしょうか。

私たちは、この7年間流域委員会の議論を見守ってきました。今回の委員会はこれまでにない民主的な方法で進められたと考えます。しかし、それがないがしろにされようとしています。是非この流域委員会で議論されている国営ダムについて、そして同じような問題点を持つ府営ダムについて、私たちと公開の場で意見交換をして頂きたいと思います。

最後になりましたが、知事の財政再建へのご努力に賛意を表し、益々のご活躍とその成果を期待致します。

記

一、ダムに頼る河川整備のあり方を変えていかなければ、住民の安全は守られません。住民とともに治水、利水、環境を考えるため、私達と公開の場で意見交換を行って下さい。

以上

近畿地方整備局・大阪府知事宛 要望書 賛同人

吹田市会議員 中本美智子
高槻市会議員 野々上 愛
茨木市会議員 小林美智子
和泉市会議員 小林昌子
寝屋川市会議員 小西順子
島本町会議員 平野かおる
滋賀県議会議員 西川敏輝
安威川ダム反対市民の会 代表 江菅洋一
NPO 法人伊賀・水と緑の会理事長 森本 博
和泉市民 榊原 鉄次
京都府民 酒井 隆
玉川峡（紀伊丹生川）を守る会 木ノ本豊
元泉南市議会議員 小山広明
箕面市議会議員 中西とも子
河南町議会議員 大門晶子
箕面市議会議員 永田よう子
箕面市議会議員 牧野直子
木津川市議会議員 曾我千代子
前長岡京市議会議員 大畑京子
能勢町議会議員 八木 修
箕面市議会議員 北川照子
豊中市議会議員 神原宏一郎
和泉市議会議員 大橋涼子
兵庫県議会議員 丸尾 牧

淀川水系河川整備計画原案（2007. 8. 28）について

産経新聞の記事に対する私見

2008.5.11

寺川庄蔵

第3次淀川水系流域委員会で、今年4月22日に原案に対する意見書が提出された。その内容は、4つのダムについて、ダム建設は不適切であり、原案の見直しを求めるといった内容であった。

これに対して、整備局は、説明不足で原案を見直さない、と発言しているが、このこと事態おかしなことである。そもそも諮問機関とは行政が施策を実行に移す際に、自らの能力だけでは不十分であるために、学識者や住民から意見を聴きそれを反映させた形で施策を決定するためにあるものだが、それが気に入らない答申をしたからといって、いまさら説明不足と言って聴かないようでは、もともと委員会をつくる必要がなかったわけで、8年にも及ぶこれまでの委員会議論とこれに要した多大な労力や税金をムダにしたことになり、1997年の改正河川法の趣旨にも反する

したがって、当然のことであるが、整備局は委員会の答申（意見書）を真摯に受け止め計画に反映させるべきである。このことは、新聞各紙も社説などで指摘しているところである。

さて、5月4日付けの産経新聞に、今回のダム計画と堤防強化を試算したところ、委員会が指摘した堤防強化は1,000億円ダム計画より上回るの、ダムの方が有効であるとの記事が掲載された。なぜ、産経にだけこういう記事が出たのか疑問であり、この試算内容を見ていないので、わからないところもあるが、この時点で言えることを次にあげる。

- 1、 先ず、ダムは有限だが、堤防強化は無限の効果があるといってもいい。その試算はしたのか。
- 2、 ダムは、堆砂がたまるため撤去が必要だが、維持管理とその費用は見込まれているのか。
- 3、 ダムは長くても100年しか持たないといわれているが、その時の撤去費用あるいは改修費用は見込んであるのか。
- 4、 これが一番重要なことだが、ダム建設は、工事に伴う自然破壊、ダム湖

による水没森林等の消失、そして水の汚れなど大規模な自然と環境破壊を伴うが、その試算は見込まれているのか。

- 5、 さらに、堤防強化の試算で問題なのは、堤防強化は全線で行なう試算のようだが、問題は危険箇所を先ず急いで強化することである。その試算が重要であるのに、そのきめ細かな試算が出来ていない。(意見書もすぐに全河川堤防強化を求めているわけではあるまい)
- 6、 さらに、もっとグローバルに考えると、そもそも、国の河川施策として総合的な計画がなっていないことが大きな問題である。すなわち、巨大なダムには金を出す、堤防強化には金が出ないという仕組みである。ここを変えない限り国民の不幸が続くことになる。

少なく見ても、以上のことが問われると考える。これらのことは、いまさらいうまでもなく、これまでの流域委員会審議で議論してきたことでもある。

したがって、従来からの単純計算で堤防強化がダムより高いといわれても、ダム予算が完成時に跳ね上がるのは常識でもあり、それぐらいで国民をだますことは出来ない。

国交省と近畿地方整備局は、河川法改正の趣旨を活かし、これまでの委員会審議と今回の意見書に沿って原案の真摯な見直しを行なうべきである。

以上

〈 公開再質問状 〉

平成20年5月11日

国土交通大臣 冬柴鉄三 殿

去る3月21日付で近畿地方整備局管内に於ける「委託業務」の不正につき〈 公開質問状 〉を差し上げました。(－4－頁以降に記載)

これに対し、3月31日付で近畿地方整備局 契約管理官から回答文書が4月1日に届きました。(－3－頁に記載)その内容たるや、問題の真実を捻じ曲げ、術学的修辞法をもって丸め込むような杜撰な代物でしたので、ここに再質問致します。

〔 再質問事項 〕

- 1) 当初契約の「業務目的」「業務内容」に明記されている事に、整備メニューの検討には「住民の方々からいただいた意見を十分に把握・分析し反映させることが特に重要であると判断される」との根拠はどこに有ると言えますか。

この業務は正確に言いますと、「LP プロジェクト」(平成17年度より、全国1級水系の中小河川を対象として、航空レーザー測量の3次元地形データから作成した河川横断図(100m毎)を基に、短期間で効率的かつ統一的な評価を行うために、従来のデータ収集・解析手順にこだわらず、簡便な手法で全国同一の尺度による治水安全度評価を実施することを目指し、中小河川の測量空白区を一挙に解消すべく、広範囲の地形データを高密度で簡便に取得できる航空レーザー測量を活用して安全度評価を実施せんとするものである。)なのでありまして、これに「住民意見の把握・分析、そして反映の必要」など、どこに在ると言えますか。

- 2) これほどの「見え見えの嘘がつける」契約管理官が誰なのか、氏名を明記しないというのも国民に対して「失礼」ではないでしょうか。
- 3) この回答契約管理官の氏名を明らかにしてください。もしかしたら、4月1日付で「退職された町野俊一氏」を装って、別人が遣っているかも知れませんが徹底して調べて頂けませんか。
- 4) やはり、この「変更契約」は「一般競争入札を避けるための偽装」であり、受注者の株式会社「東京建設コンサルタント」関西支店に「特別の便宜」を図ったものと言えないのではないのでしょうか。
- 5) 上記受注者の関西支店長は元国土交通省職員であり、(財)河川環

境管理財団に天下り、近年、関連会社である上記受注会社に天下りし、特に「木津川上流河川事務所」発注の業務受注が続いており、相互の「癒着」が噂されています。他の例でも、「天下りの弊害」が多く指摘されている現状に鑑み、きちんと調査されるべきだと思いますが、いかがですか。

以上の再質問に対し、5月22日までにご回答くださるようお願い致します。

質問者： 自然愛・環境問題研究所 代表 浅野隆彦

回 答

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、国土交通行政に対し、格別のご理解を賜っており、御礼を申し上げます。

さて、このたび、国土交通大臣あてに、当整備局管内の木津川上流河川事務所における契約についてお尋ねをいただきました。当整備局（本局）において事情を確認しましたので、次のとおり、回答します。

当初契約の業務は、詳細な条件を設定して河道計画及び段階的整備を踏まえた整備メニューについて検討を行うことが目的となっています。

一方、追加された内容は、淀川水系河川整備基本方針を受けて作成される整備計画の作成に際して、木津川上流域の住民の方々のさまざまな意見をお聴きするために、わかりやすい整備内容のパンフレット類の作成、住民の意見交換会の運営及びいただいた意見のとりまとめを行うものとなっています。

当初契約の内容である整備メニューの検討には、住民の方々からいただいた意見を十分に把握・分析し反映させることが特に重要であると判断されます。また、追加業務は、当初契約の内容である木津川上流域における河道計画の内容を十分に理解したうえで実施する必要があります。

このように追加業務と当初契約の業務とは一体不可分であると判断され、変更契約により追加することが妥当と考えています。

一般に、入札・契約等の手続においては、とりわけ発注関係事務に携わる職員一人一人が公正を旨とすることを肝に銘じて厳しく自らの身を律しなければなりません。国土交通省としては、職員の綱紀保持について、今後とも繰り返してその徹底を図ってまいります。

敬具

平成20年3月31日

近畿地方整備局 契約管理官

〈 公開質問状 〉

平成20年3月21日

国土交通省大臣 冬柴鉄三 殿

国土交通省の不祥事が頻発しておりますが、近畿地方整備局管内に於ける「委託業務」の不正につき質問を致します。

質問事項

- 1) 業務内容が全く違う「委託契約」間に「変更契約」という遣り方は適正なのでしょうか？

元の委託契約書は業務目的として、「本業務は、淀川水系河川整備基本方針の策定にあたり、既往検討結果を考慮し、詳細な条件を設定し河道計画及び段階的整備を踏まえた整備メニューについて検討を行うことを目的とする。」となっており、変更契約書の方の業務内容は「業務内容に下記を追加する。(6) 住民意見交換会の聴取及び取りまとめを追加する。木津川上流域の住民意見の聴取として、広報を行い、伊賀市、名張市内において住民意見交換会を開催し、意見の取りまとめを行うものとする。」となっている。全く別の性格を持った業務内容であり、それぞれ独自に「一般競争入札」に掛けるべきものである。〔別紙として、二つの委託契約書、特記仕様書その他4枚を証拠として添付〕

- 2) この遣り方は「一般競争入札」を避け、「随意契約」同然の方法で受注者に特別便宜を図ったものと考えられないでしょうか？違法であると思われませんか？

- 3) 受注者、株式会社「東京建設コンサルタント」関西支店長 持田 亮氏は元国土交通省職員から(財)河川環境管理財団に天下りし、近年、上記会社役員に天下りした人物で、発注者側との「癒着疑惑」を噂されています。日常的に襟を正し、「李下に冠を正す」様な行為をしないよう、全職員に訓示される事も必要だと考えられませんか？

- 4) 以上の質問に対し、3月末日までにご回答くださるようお願いいたします。

質問者：自然愛・環境問題研究所 代表 浅野隆彦

別紙
〔元契約書〕

土木設計業務等委託契約書



- 1 委託業務の名称 平成19年度木津川上流河川基本方針河道検討業務
- 2 履行期間 平成19年8月3日から
平成20年3月20日まで
- 3 業務委託料 ￥11,760,000.-
(うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額) ￥560,000.-
- 4 契約保証金 免除
- 5 調停人

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年8月2日

発注者 住所 三重県名張市木屋町812番地の1
氏名 分任支出負担行為担当官近畿地方整備局
木津川上流河川事務所長 桜井力



受注者 住所 大阪市中央区東本町4丁目6番8号大阪化学機業会館
氏名 株式会社東京建設コンサルタント
支店長 持田亮



特 記 仕 様 書

業務名	平成19年度 木津川上流河川基本方針河道検討業務
業務場所	三重県名張市木屋町812-1 (木津川上流河川事務所)
業務期間	契約の翌日から平成20年3月20日までとする。

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務共通仕様書（平成19年4月近畿地方整備局）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条 本業務は、電子納品対象業務とする。
電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。
ここでいう電子データとは、「土木設計業務等の電子納品要領（案）（以下、要領）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
尚、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。

第3条 以下、共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

第1116条 (成果の提出)

- 1) 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で正副2部提出する。
- 2) 成果品の提出の際には、電子納品・保管管理システム チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第 2 編 河 川 編
第 2 章 河 川 調 査 ・ 計 画
第 6 節 河 道 計 画

1. 業務目的

本業務は、淀川水系河川整備基本方針の策定にあたり、既往検討結果を考慮し、詳細な条件を設定し河道計画及び段階的整備を踏まえた整備メニューについて検討を行うことを目的とする。

2. 検討対象範囲

木津川上流域

3. 業務内容

(1) 計画準備

業務計画書を作成し、業務の技術的な検討方針、スケジュール、実施体制等を立案するものとする。

(2) 河道計画条件の検討

既往検討業務を踏まえ、支川出発水位、粗度係数、岩倉峽等の河道計画の詳細な条件について検討を行う。

(3) 評価水位の見直し検討

レーザープロファイラデータに基づき、堤防高及び堤内地盤高の精査を行い、流下能力算定に用いる既存の評価水位について再検討する。

(4) 河道計画の検討

上記の結果を踏まえ、各条件における段階的整備を踏まえた河道計画及び実施メニューの検討を行う。
また、実施メニューに対しての概算事業費の算定も行うものとする。

(5) 報告書作成

以上の検討内容について報告書にとりまとめる。

第4条 その他の特記事項

1. 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は調査職員と協議するものとする。
2. 本業務を検討するにあたり、発注予定の下記業務と調整を行うものとする。
 - ・平成19年度木津川上流河川整備計画検討業務
 - ・平成19年度上野遊水地水理模型実験検討業務（予定）
3. 成果品・資料等納入後であっても、成果品・資料等に誤りがある場合には、直ちに訂正するものとする。

以 上

[変更契約書]



変更契約書

平成19年 8月 2日付契約締結した 平成19年度木津川上流河川基本方針河道
検討業務 について、契約書第25条の条項に基づき下記のとおり原契約書を一部変更す
る。

記

1 増額金額 ￥9,450,000,-
(うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額) ￥450,000,-

1 業務内容 別冊仕様書のとおり

1 その他の条項は原契約書のとおり

上記変更契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を
原契約書とともに保有する。

平成19年10月30日

発注者 住所 三重県名張市木屋町812番地の1

氏名 分任支出負担行為担当官近畿地方整備局
木津川上流河川事務所長 桜井 力



受注者 住所 大阪市中央区瓦町4丁目6番地 大阪化学建設株式会社

氏名 株式会社東京建設コンサルタンツ関西支店
支店長 持田 亮



特 記 仕 様 書

業 務 名 平成19年度 木津川上流河川基本方針河道検討業務（変更）
 業 務 場 所 三重県名張市木屋町812-1（木津川上流河川事務所）
 業 務 期 間 平成19年8月3日から平成20年3月20日迄とする。
 変更業務期間 変更なし
 変 更 理 由 項目の追加による増
 特 記 事 項 下記条項を追加する。

2. 業務内容

業務内容に下記を追加する。

(6) 住民意見交換会の聴取及び取りまとめを追加する。

木津川上流域の住民意見の聴取として、広報を行い、伊賀市、名張市内において住民意見交換会を開催し、意見の取りまとめを行うものとする。

○住民意見交換会

・日時	平成19年10月から11月
・回数	合計4回
・会場規模	1会場につき、100名程度（会議時間2時間程度）
・会場設営・運営・庶務・意見取りまとめ	

○住民意見交換会広報

・パンフレット（ダイジェスト版）	9,000部 （企画・デザイン・レイアウト・原稿作成、印刷、配送等含む）
・意見募集リーフレット	73,000部 （企画・デザイン・レイアウト・原稿作成、印刷、配送等含む）
・意見交換会開催告知チラシ	186,000部 （企画・デザイン・レイアウト・原稿作成、印刷、配送等含む）
・新聞折り込み	意見交換会開催告知チラシ186,000部 （地域：木津川上流河川事務所管内各市町村）

以 上。

平成20年5月15日 交野市住民 森脇 榮一
淀川水系河川整備計画原案に対する意見－5
[補足説明]

[洪水の越流で破壊されない堤防（越流可能堤防）整備について]

超過洪水対応の越流可能堤防は河川整備基本計画対応後に整備すべき

1. はじめに

標記は、「平成20年2月15日 交野市住民 森脇 榮一 淀川水系河川整備計画原案に対する意見－5」（第73回委員会の一般からの意見に掲載）により次の意見を述べた。

- ① 「“したたか堤防”＝越流可能堤防（耐越水堤防）」は賛成であるが、・法制度・予算上等の問題があるので、河川整備基本方針に定める基本高水流量対応（ダム等流域貯留施設整備及び河道改修工事）後に超過洪水対策として整備する方向でなければならないこと。
- ② 「越流可能堤防を先行実施、洪水調節ダム不要論」に対して、「越流可能堤防の河川管理施設等構造令に係る懸念」、「計画的に洪水氾濫を生じさせることの補償制度に係る懸念」及び「越流可能堤防の構造（安価で安全）と実施時期に係る懸念」があること。

私は第75、76回委員会の審議を傍聴できなかったので、その後の経過について把握していないが、H20-5-5産経新聞「堤防強化なら3,650億円必要」の記事が報道された。

この報道に対して、標記の意見－5に私が記述した内容に委員及び一般傍聴者に誤解を招く記述があるので、補足説明をさせていただきたい。

2. 誤解を招く記述と補足説明

近畿地整は「対越流堤防」を整備した場合には、最大計3,650億円の費用を要するとしているのに対して、私は、表一1のとおり、越流可能堤防事業費が561億円（淀川河川事務所管内の河川）と誤解を招くことを記述した。

表一1を見ればわかるように淀川河川事務所管内の淀川大堰（9.6km）から上流の直轄区間内の堤防を堤防天端から裏法までの法覆工を、仮に単価2万円/m²とした場合に、どの程度の工事費を要するかを単純に試算したものである。これを越流可能堤防事業費と記載したことは失態であり、我が身を恥じているところである。

表一1. 越流可能堤防の法覆工の面積計算（淀川河川事務所管内）

1. 各河川の法覆工の必要長さ（a.表法は計画高水位から堤防天端高までの法面、b.堤防天端幅、c.裏法面、（法面及び小段）、d.法尻保護3mを見込む。淀川管内図の標準図による）

①淀川・宇治川	33m	②桂川	29m	③木津川	30m
---------	-----	-----	-----	------	-----
2. 越流可能堤防の延長

①淀川・宇治川（淀川大堰9.6kmから宇治橋50.6km）	41km
②桂川（三川合流点から渡月橋）	18km
③木津川（三川合流点から加茂）	31km
3. 越流可能堤防の法覆工面積（1.×2.）

①淀川・宇治川	33m×41,000m=1,353千m ²	②桂川	29m×18,000m=522千m ²
③木津川	30m×31,000m=930千m ²	合計	2,805千m ²
4. 越流可能堤防事業費
仮に法覆工単価＝2万円/m²とすると、越流可能堤防事業費は561億円となる。

言いわけになるが、「淀川水系河川整備計画原案に対する意見－5」の4頁に「越流可能堤防工事を実施するなれば、建設コストを下げた河川改修費の範囲で実施することになるので、不腐食布で法面を覆う等の安全な工法・素材等の検討を要するが良い答えが出るであろうか。」と記述している。

これは、淀川水系では猪名川の川西・池田地区や銀橋付近の狭窄部の河道改修や木津川上流部の河川改修の整備率が低い現状を念頭に置き、「越流可能堤防を先行実施」するのであれば、建設コストを大幅に低減させなければならないが、良い工法・素材等を開発できるかどうかを懸念した記述である。

後先になるが、これを具体的に理解していただくために、越流可能堤防を安く見積って法覆工単価＝2万円/m²としても事業費は561億円となり、猪名川や木津川上流の河川改修整備状況を考慮すれば「越流可能堤防を先行実施」は実施困難であることを示したものである。

更に補足すると、私も堤防の洪水越水を単純な法覆工だけで対処できるとは思っていない。

洪水が越水して裏法を流下するに従い、次第に流速は早くなるので、堤防法尻及び堤内民地の洗掘防止工が必要である。

また、「耐越水堤防」を計画する場合には、堤防近傍の家屋の倒壊、農地の崩壊・農作物の流失を防ぐための裏法面における流速軽減対策工や、家屋等に対する流水力を緩和するために、堤防沿いの堤内地に水防林側帯を設けておかななければならない。

近畿地整計画の「耐越水堤防」の構造図を見ていないが、洪水の越流に対して安全な構造の「耐越水堤防」の事業費は、3,650億円を要するであろうと私も想像できる。

しかし新聞記事の幅1mの用地買収では、洪水の越水によって、堤防近傍の家屋は倒壊し、堤防から離れた家屋は浸水被害だけであるという被災のアンバランスが生ずる。

従って、河川管理者は公共費を同等に税負担する住民が、越流被災のアンバランスを生じないようにするため、洪水越水の流水力を緩和するための水防林側帯の幅広い用地買収を行なうべきであるので、事業費は3,650億円以上を要すると思われる。

3. 「耐越水堤防」の事業費をなぜ今頃出すのか

建設省OBである私が、「仮に法覆工単価＝2万円/m²とすると、越流可能堤防事業費は561億円となる。」とする意見を出してしまった。

ダム反対グループがこれに着目して「ダムを造っても淀川下流で19cmしか下がらない。建設省OBが561億円で越流可能堤防が出来ると言っているのだから、ダムを造るより耐越水堤防工事を先行させるべきである。」との意見を出される可能性がある。

この理由から河川管理者が「越流可能堤防事業費は561億円」を打ち消すために「耐越水堤防事業費は3,650億円」を提出されたのであれば誠に申し訳なく思う。

「耐越水堤防」は何度も言うが、異常洪水対応のために、河川整備基本方針に基づくダム等の流域貯留施設と河川計画高水流量による河道改修が完了した後で行なうべきと私は思っている。

将来、治水事業が完成した場合の話であるが、淀川水系で「耐越水堤防」を先行させて洪水調節ダムを建設しないことは、例えば、将来、木曾川は、1/200の降水量で洪水氾濫が発生しないが、淀川は1/200以下の降水量で洪水氾濫が発生することである。

淀川が1/200以下の降水量で洪水氾濫が発生した場合に、「耐越水堤防」により洪水浸水被害が軽減されたとしても、浸水被害を受けた沿川住民は納得するわけではない。

浸水被害を受けた淀川沿川住民は、必ず淀川水系と木曽川水系の治水計画のあり方を河川管理者に追求するであろう。

また、洪水の越水を前提とする治水計画であるとするならば、越水による浸水被害の補償制度も解決しておかなければならない。

従って、今回の河川整備計画において「耐越水堤防」を採用すべきではないので「耐越水堤防」実施の可否の判断のために事業費を積み上げる必要はなく、問題点・課題を整理することで充分である。

なお、耐越水堤防は全ての区間が完了しなければ治水目的を果たすことが出来ないので、早急に完成させる必要がある。

例えば、耐越水堤防事業費3,650億円を、例えば10箇年で完成させるには、1年に365億円となり、近畿地方整備局各事務所の河川改修費を節約しても越流可能堤防工事に投入することは出来ないであろう。

そうなると越流可能堤防を新規事業として予算要求しなければならないが、ダム事業を推進しないで、越流浸水補償に問題のある制度を大蔵省が認めることはないであろう。

4. むすび

淀川の治水事業は、明治29年の淀川改良工事から、既往最大洪水により計画した堤防が、計画を上回る洪水によって破堤し、治水計画を見直すことが繰り返された。

昭和46年からは、1/200確率雨量による治水計画が策定され治水の安全度は飛躍的に高められることになった。しかし、地球温暖化の進行等による異常気象の影響を考慮した場合に、1/200確率雨量を上回る洪水が発生する可能性は充分にある。

そのような場合を考慮すれば、宮本委員長の提案された「耐越水堤防」構想は、優れた治水計画であるので反論するものではない。

しかし、淀川水系の猪名川・木津川上流河川や由良川・円山川等の治水施設の整備状況から現段階の河川整備計画で「耐越水堤防」事業を実施することには無理があるように思える。

我が国の産業・経済に重要な役割を担う淀川水系・木曽川水系等は「耐越水堤防」事業を実施することが出来る時代が早く訪れるように、河川管理者は各河川の治水事業を推進出来るように治水予算の確保等により一層、御努力を御願ひする次第である。

以上

2008. 5. 6

淀川水系流域委員会様

宇治市菟道
山岡 久和

委員会審議のあり方について（意見）

この委員会において、よくぞ「原案」を見直し、再提示されるよう求められましたことに敬意をもって賛同する立場で意見を述べさせていただきます。

先ず、この第三次委員会発足のあり方については、幅広い意見を少なくするために委員の定数を減らし、前回までの選考と違い河川管理者による都合のよい選考であったことにあります。

その結果、第二次委員会までの審議内容や「とりまとめ」、「答申」、等に至った河川管理者の説明と提出資料を理解することも無く、この度、河川管理者が整備方針を受け「原案」として出されたことから出発していることにあります。

この「原案」が、河川管理者が設置した淀川水系流域委員会と共に検討してきた基礎案に至る6年間の審議を無視して旧河川法の治水と利水に立脚した後退した内容であることは全国の誰もが感じています。

そのため第三次委員会のこれまでの審議内容はどれも深みも無く、治水については専門委員としての具体的な意見も無く、環境については付け足し程度の審議内容であり時間だけが過ぎてゆきました。

その為、委員長が審議を深めるために今までの審議されてきた内容の一部を補足されていることが目立ち、河川管理者と委員長ばかりが発言しているように見えていました。（これは、第三次委員会に期待した河川管理者の狙いであったように思えます。）

今回の委員は、発言も少なく、発言されても深みも無く、何のために委員になられ、委員会に出席されているのか疑問でしたが、これは河川管理者があえて6年間の検討を無視して旧河川法に立脚した「原案」を提示したからにほかなりません。

河川管理者は、本来ならば第一、二次委員会と積み重ねてきた内容と、レビュー委員会でもいただいた意見を反映したものでなければならないからであります。

後退した内容の「原案」では、環境が欠落しているため、環境専門の委員が発言する機会がありませんでした。

十分な審議をさせずに河川管理者が委員会の意見を求めることについて、ここに委員長の「意見（たたかれ）案」が半ば強引に出され誘導された結果、審議が活発にな

り、それぞれの委員のスタンスがはじめて一般住民に明らかになってきましたことは良いことでありました。

主に治水の審議においては、「原案」賛成の立場の意見を今までほとんど発言が無かった専門委員が審議の進行に妨げになるほど発言をされるようになりましたが、その内容は意見案について、言葉の揚げ足をとる程度の論理的に説明の出来ない低俗なものでありましたが、この発言は、河川管理者の言いなりで、学者としての理論的見解も無く「木を見て森をみず」とも言える学者として汚点であり、絶対に議事録に残しておいていただきたい。

(私は委員会に審査していただきたいことがあります、河川管理者の言いなりのこの専門委員達に、宇治川山科川合流地点と宇治地点および塔の島地区における1,500 m³/S 流量の計算根拠の解明を求め、多くの市民が不安に思っている1,500 m³/S 改修の問題点を十分に審査していただきたいのですが、河川管理者同様に無駄なような気がしてなりません。)

とくに目立ったのは治水専門委員の新河川法とは程遠い発言であります。しかし、この治水問題は深さの違いはあっても全ての委員が理解することが必要であり、治水とのバランスと課題のかかわりが大きく、今後の審議においても避けてとおれません。

この際、原則として、委員は全員出席で、「基礎案」、「原案」、について、前回までの治水専門委員と河川管理者を含め、公開の場で時間をかけて徹底討論をしていただき、実態を明らかにして少なくとも委員会としてある程度は共通認識を持つべきだと思います。(是非実現していただきたい。)

今のままでは、委員会はこの治水の異なる意見が審議のほとんどになり、ほかの課題で審議をしても、又、治水について蒸し返しが起こり、環境等の専門委員の意見が反映されず審議時間がなくなってしまい多くの人々が期待している利水、環境や住民意見の聴取・反映等、その他多くの課題について十分な審議がほとんど出来なくなることが心配です。

委員会は新河川法に基づいて審議をするべきです。委員は新河川法に基づき専門知識を展開すべきであります。新河川法では、治水と環境は切り離して考えるべきではありません。

淀川水系流域委員会は、全国の多くの人々が注目をしています。良心のある委員の更なる奮闘を期待します。

■天ヶ瀬再開発に関する意見及び質問

宇治市
紺谷 吉弘

天ヶ瀬再開発に関して意見及び質問を述べさせていただきます。

天ヶ瀬ダム周辺地質に関して情報を開示し、トンネル案についてダムの安全性をどのように検討したか明らかにすべきであると思います。

天ヶ瀬ダム管理事務所作成「天ヶ瀬ダム地質調査（作成年不明）」なる資料に天ヶ瀬ダム直下を通過する断層を記載した地質図が描かれている。この断層を仮に天ヶ瀬断層とよぶ。地質図の判読を試みたところ、天ヶ瀬断層はほぼ東西方向、垂直に近く、破砕帯の幅は5～10m、左ずれ約100mで、ダムの中心直下を通過している。また地質図には昭和31年1月から3月にかけて発生した左岸ダムサイトの位置に発生した大規模な土砂崩壊（いわゆる六石山崩壊）の範囲も示されている。（図1）

ダム周辺には多くの断層が認められる。地質図に記されている断層をトレースし、計画トンネル放流施設、発電用水路2本、堤外仮放水路、ダム堰堤を重ねてみたところ（図2）、アーチの形態からみて、右岸側においては、支持岩盤にはたらく力の方向は岩盤に発達する断層群（すべり面）の方向に一致するように思える。第72回委員会において右岸側の地質に関する意見を述べたが、地質図から見ると左岸側の方が右岸側よりも地盤が脆弱と考えられる。

上記の内容に関して流域委員会及び国交省の見解を示して頂きたい。

(図1)

18

20

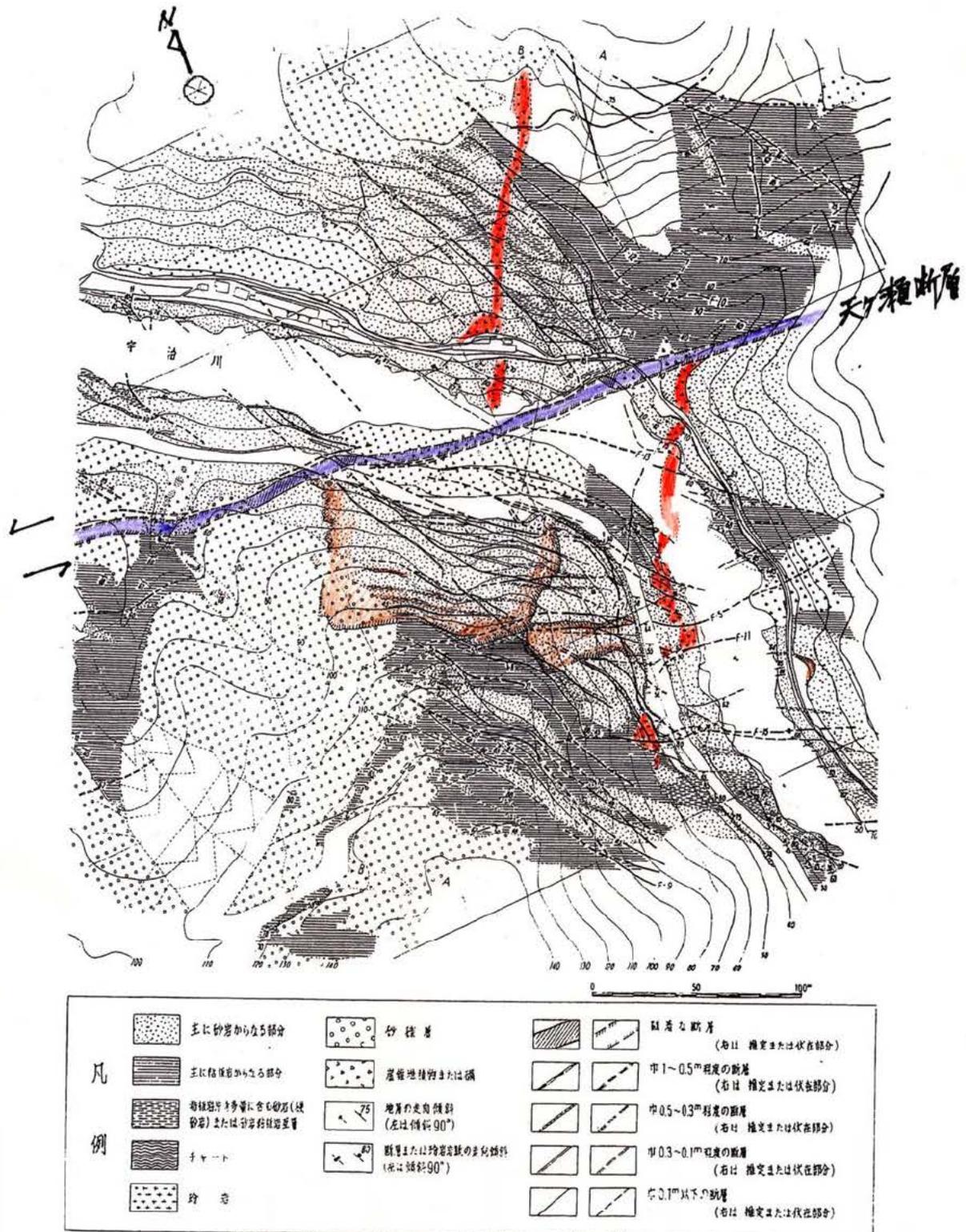
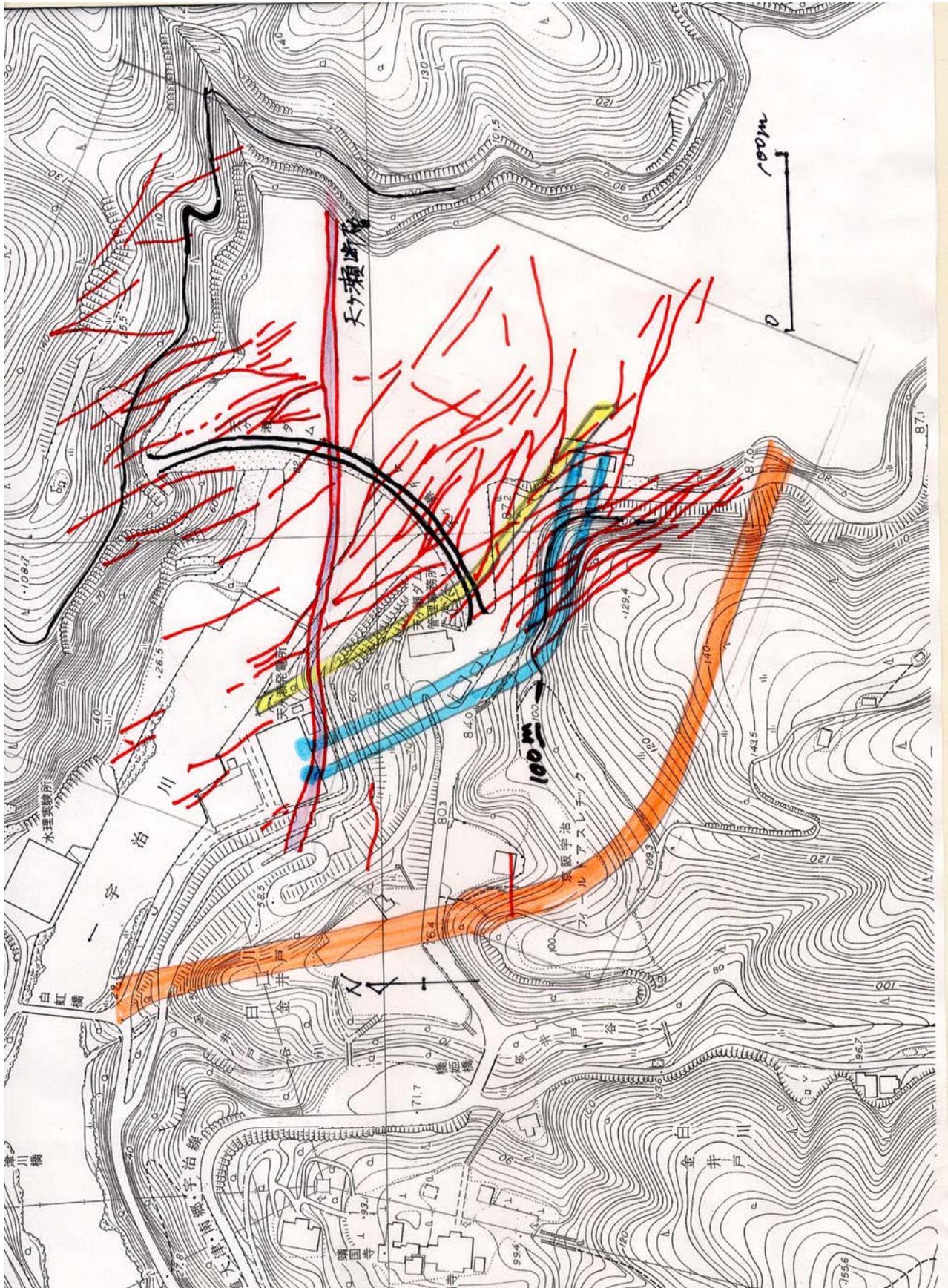


図-5 (a) グム サイト 地 質 図

(図2)



近畿地方整備局は、流域委員会に対して、淀川水系河川整備計画「整備シート」の説明責任を求める！

琵琶湖・淀川水系流域圏京都桂川流域住民 酒井 隆

今後の審議にあたって、近畿地方整備局は、淀川水系流域委員会休止前、その後の具体的な整備内容「シート」基礎案、1稿、2稿、3次流域委員会「意見」取りまとめに出された一般から意見及び整備局の河川整備計画策定に向けての取り組み「ご意見」回答等に関わる事業進捗状況を関係者・住民に対して説明責任を果たす必要があります。

「淀川水系流域委員会の役割1. 河川整備計画（案も含む）の計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べる（意見1008）参照」